

介護サービス事業所等の指定等に係る市町村長との事前協議制の確立について

提案の概要等

- 近年、住宅型有料老人ホームに併せ通所の介護サービスを展開する事業者や障害福祉サービスを展開する事業者が増加傾向にあるが、これらサービスの指定権限は市町村の財政負担と介護保険料の増加等の多大な影響を及ぼしている。
- そのため、全ての介護等施設の設定及びサービス事業の開始について都道府県知事と市町村長との事前協議制を確立し、市町村長の意見を十分に考慮した指定等を行うことができるよう制度改正を行う。

厚生労働省としての考え方

- この小規模の通所介護事業所については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、介護保険法（平成9年法律第123号）を改正し、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけたところであり、平成28年4月1日の施行を予定している。
- このことにより、市町村において、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、市町村の判断により事業所指定に当たっての条件を付すなど、市町村が地域の実情に応じ、主体的に判断しつつ、見込み量を確保することが可能となると考えている。
- 通所介護事業所数は増加傾向にあって、特に小規模型事業所の増加が著しい。

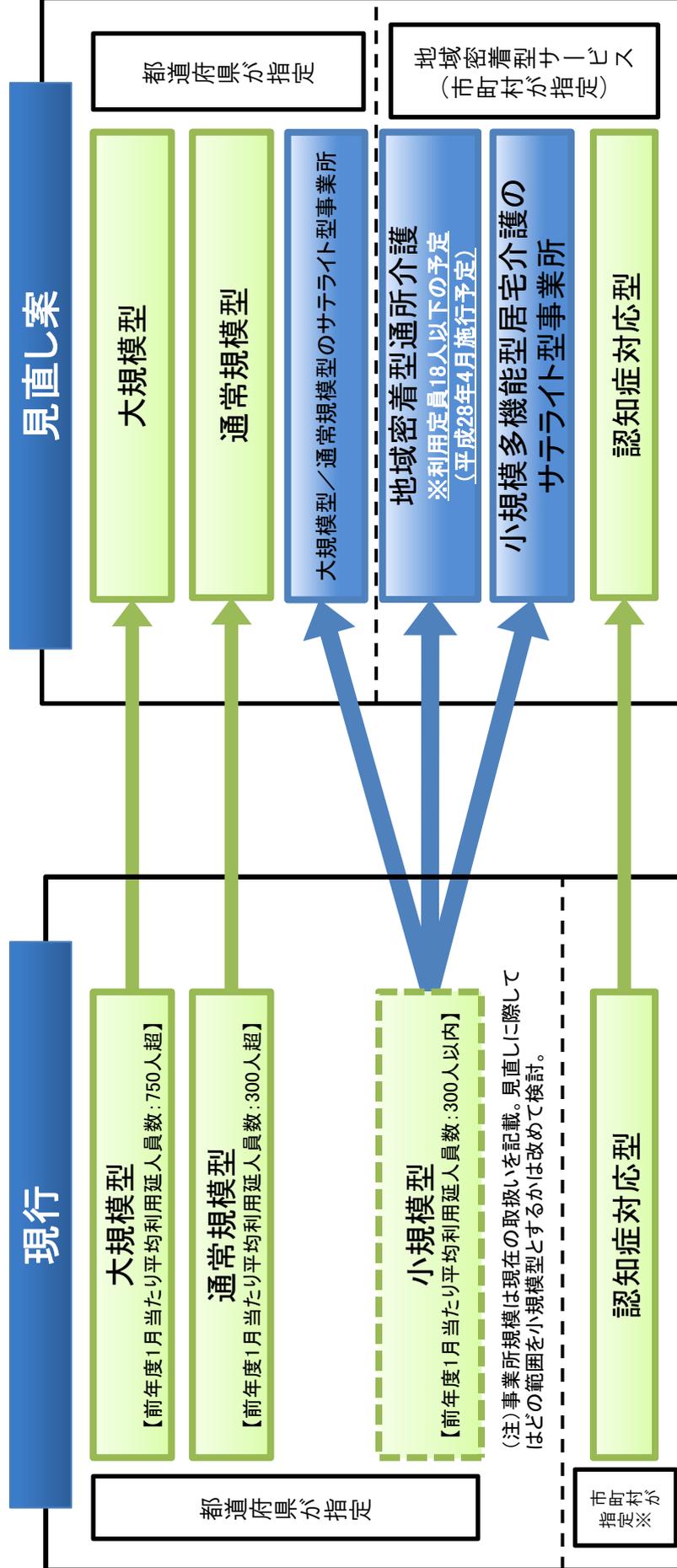
＜事業所数の推移＞

通所介護事業所数	19,341(H18.4)	→	39,196(H26.3)	＋約103%
（うち小規模型事業所）	7,075(H18.4)	→	21,218(H26.3)	＋約200%

- また、障害福祉サービスにおける指定制度については、介護保険制度における通常規模型の通所介護事業所等と同様に都道府県が指定することとなっている。

小規模通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する**地域密着型サービスへの移行**、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、**通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行**を検討。
- **地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月施行予定。**



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加

※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

通所介護の現状について（事業所数）

社保審一介護給付費分科会

第104回 (H26. 8. 27)

資料1

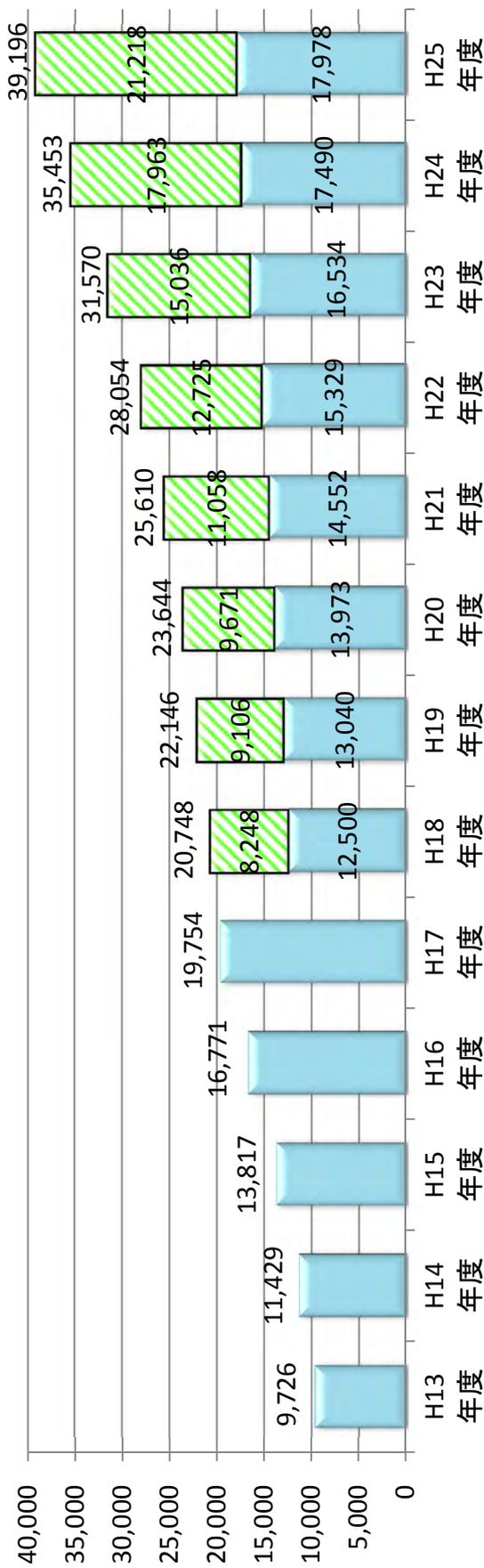
○ 平成13年度末と比べ、介護報酬請求事業所数は、約4倍（9,726か所→39,196か所）に増加した。

○ 特に小規模型事業所の増加率が高くなっている。

小規模型事業所：7,075事業所（H18.4）→21,218事業所（H26.3）（+約200%）

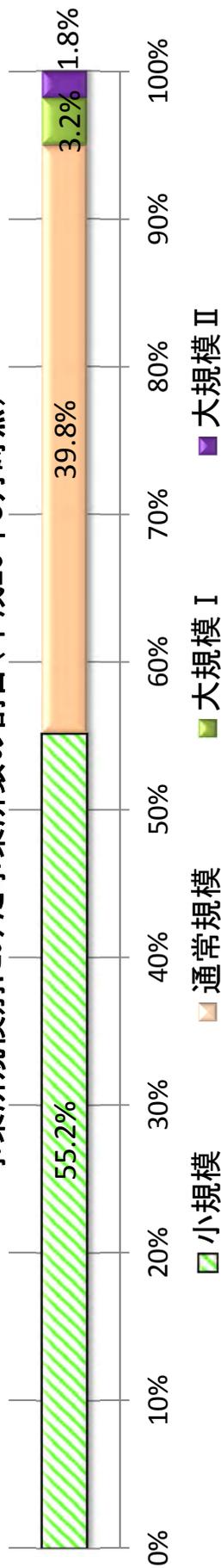
通所介護全体：19,341事業所（H18.4）→39,196事業所（H26.3）（+約103%）

請求事業所数



注）各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分（4月審査分）の値としている（つまり、各年度末の値を記載している）。

事業所規模別にみた事業所数の割合（平成26年3月時点）



※前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・300人以下：小規模 750人以下：通常規模 900人以下：大規模Ⅰ それ以上：大規模Ⅱ